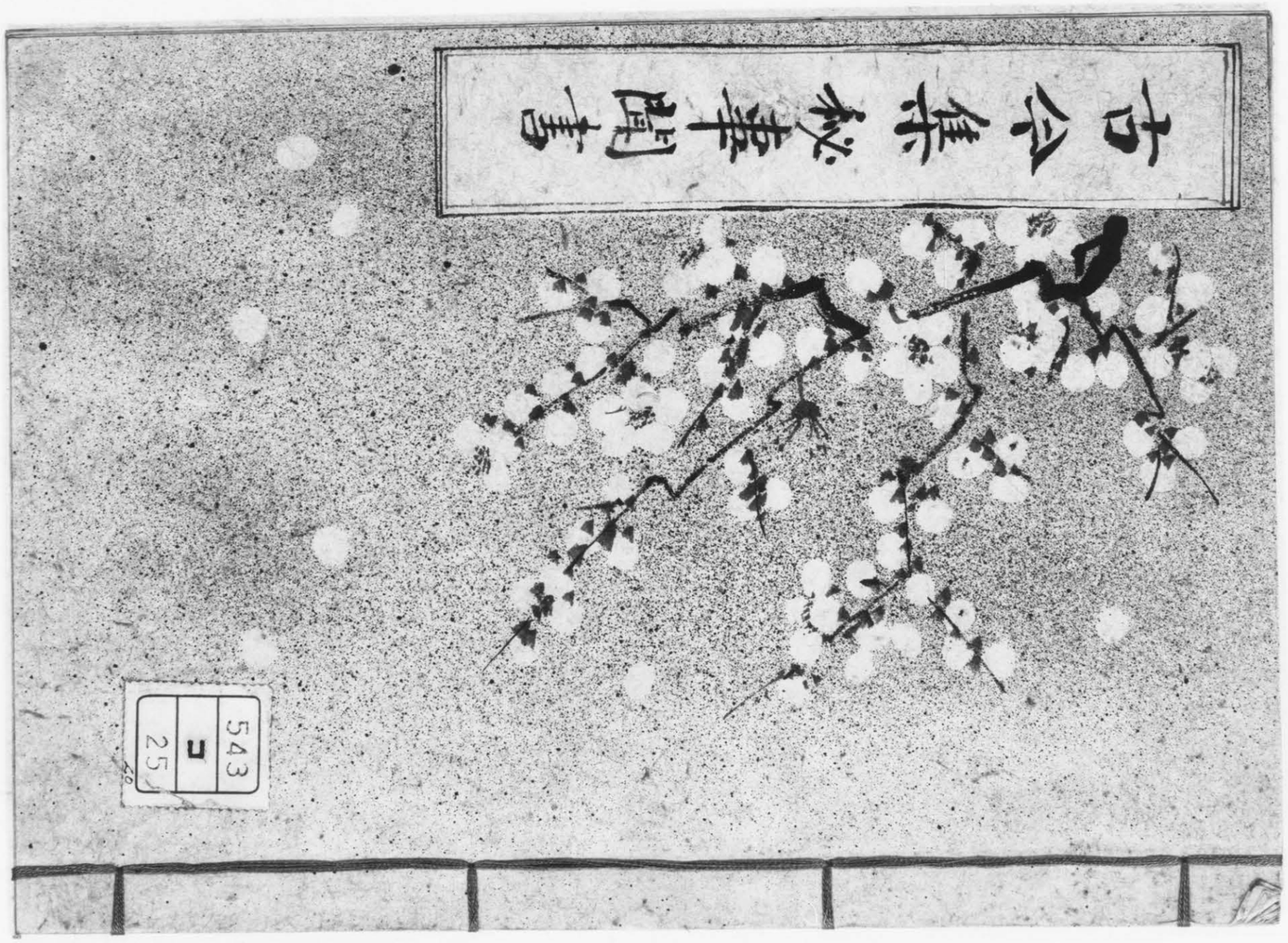
543
ュ
25

543
コ
25

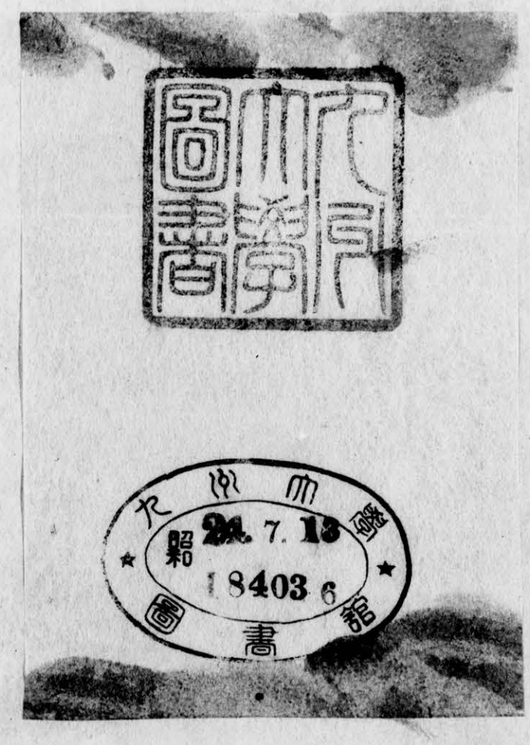

○三島之事　附三ヶ大事

一呼子島八雲神社にまつる者八幡之神と斗り伝る者
書籍に書不記所や其系図の如き迄をのこりもなき
処山中に有つるを以て此を書しるす。福員者
百年書　三者伝長谷川式部少輔吉高所也
常陸宗祇　基綱の和歌を記所ふこと者二人を
云て猿なを云とあれとも三ヶ所と云りよりきと記せり全代の古人
此ものを紛て口邪に宮或説不振を云鉾の歌ハ
とりわけ子を為つりこ本すへ為ものこと知ろくなし
つきて此後号し点一ツ

一櫻井基佐　心敬法師　大原三位　此の双代一帖ハ其中に

●きさのの山もとの山中におほつるくもよりあめことりの聲　光雅

●雅そこひ[illegible]の山のもとふこゑおのゝ嶺にひとをつゝしてそゝ山ぶこ　俊直

●はるかのかすりのもとゝ春の中にうれしふこゑうけてゝ山ぶこ　貴之

●文治ゝ歌所寄恋　光雅

●[illegible]　俊成

一或説に

●[illegible]心のやみをかひこそやれ　[illegible]

[illegible]

一[illegible]

●おもふもちゝやもとゝ[illegible]　千載集　定家

●[illegible]山のもとゝ[illegible]　調花集　俊後

●[illegible]山[illegible]　金葉集　前大僧正覚雅

●こゝ[illegible]　堀川百首　仲實

●おほ[illegible]　石日　基俊

●[illegible]　西[illegible]　家隆

一作古今集仮後と云ふ　文しゝて書ゝ[illegible]

貴賤の自筆にて[illegible]仮後[illegible]

[illegible]

又[illegible]

[illegible]

又[illegible]

又中人〻下ハ上を信ぜざる事なれば神慮に非秘事云
の事もはんん佛家にはの見にはいかゞ古人の旨を考へ一つとの心も
はかる書を引て是とするもふかしたるものの習はるものや古人伝授
の人に尋ねもとめおれまきやを古人伝授の道理秘せざるハ又
是又口伝あるべきなり古人ようもの者後世者し一方に人伝
なれば或ハ書の中に拓魂の法をおこのふかあり邪法の中に
邪道宮殿抜にあるし小野 廣沢 立川流皆邪法のもの 拓魂の事
陰陽家に要ものと云ものを人間世にも人間世ども九ぶ古人
ハ当てもそのの法を強ばまるもの法あり陰陽家に拓魂の法あり
邪法なり

一家伝陰陽所作蔵の法を邪の検段作法陰陽家云八中有魂の
事秘事なり法なり 家伝拓魂事を行ひ法〻の拓魂の
事なるとは伝あり依〻道者あるべしに陰陽家云て曰

我家に拓魂の法ありてかゝるハあるもあらざるの時
時におこるとなるべし伝もあるべしとなるべしとなるべ
こゝれは是道者別 きみ〻〻と上伝なり

一高野山有快大河阿闍梨の作宝鏡抄云〻 醍醐三寶院
第子有 仁寛河阿闍梨云人 依有罪過子細 被流伊豆國 於
彼國為度世 具書俗〻肉食 汗織人等授真言 為家
子 義武蔵國 立川云 有 陰陽師 對作宝鏡 習真言 引
入本 所学陰陽法 邪正混乱内外交雑 構立川流 構真
言二統 是邪法 邪道也 又玉ゆびの法とあるの或秘説〻書
此法ハ玉ゆびの時〻ハ法之時ハ玉の法なりとなし
是拓 鵜トハ是 とのをにてなるとなるべし 又号ハ玉言に
振る赤の鈴の音に似てとなるべしとも云れとも こんまと呼る人もなるべ

拍子の法をひらかせられたるとぞ
一文殊 立川二流の邪法 建武以後 焼失したりとぞ
一宇能舞に云く弘法流の立花に流布せるなり八丈和尚
の為にあり一二に石菖蒲を立てなり 焼失したりと
ちなみしし 形を自身の姿 敬拝 焼失したりと
一和州言号曰く 世の言葉と云ふを 世のみとよむべし
拍子を玉よりとよむべし 立川流 世のやうに
今の世よりの人 形人 或いたりのものとのいたるものの末とぞ
ゆるとぞ
一師説云く 萬葉集 初め 獨 諸兄 以 拍子 之
家 持 拍子 之 義 萬葉 一 章 傳 破 玉 表 紙 之 時 軍
王 見 山 作 歌 曰

○霞立長春日乃晩家流和豆肝之良受村肝乃心乎
痛見奴要子鳥卜歎居者珠手須懸乃宣冬遠神吾
大王乃行幸能山越風乃様座吾衣手尓朝夕示遠
叱奴禮婆太夫登恐有我丹草枕客尓之有者思遣
鶴寸乎白土網能浦之海處女等之焼堀乃恐曽所焼
吾下情

一仏常拍子 ちきもそだいしきもそだと云心なり
きもといは 鉢のことなり 一説 ちきは 思い歎 ちきの 肝 也 孫にな
をとなり ちきは 心なり 書たきいみのといえ
なり 玉つくしい 鬘をかくしいて なり 玉つくしを みたふ
ゆゆし 明王 天下 上下を 看 ゆきあたふ 使なり 使なり
場荒 雲なり かけき 武士なり こ向き たなり なり 此の 歌

名所にあらぬ細りさしの世名なり
一鵺（ヌエ）も鳴なる此古き角にもあらし其内古き書にあることなるは
ぬえなりと万葉集は歳暮なり其の鵺も古来のおもふことはなる無
にいふのいはきこゆる之古今書に鵺（ぬえ）をよむことはあまたありけるに
万葉の長歌を引ると見れは ぬえ鳥なき恐り擬度なる習は鵺（ぬえ）
は悲しき鳥なりゆへにまたことその声のみ音にのみきこゆると云ふなり
一細川幽斎法印云く古今集伝授するは此古今集を古書とて尊ひ之
古今の人にこれは歌の切紙の習なとなりのあまたて古今此歌古ふ
異言（イジン）歌（ヨ）みはてまちしなり皆偽なりと云つへし
一世おもしろき木綿はの秘伝とすへき古ても尋ねなるくわしきなる
事を考（カンカヘ）て書てゐなるくゐなり慮（ヨシミハカリ）てあてまする正理なしと源
语へと云り

氏物は唐詩氏とき一書ける所のさまとおもへ儒の書中の
後へに自ら加（カロ）へしめる事あり唐氏のもと播州の生と見ゆれわたり
し国務をとりみける試問経抱をとりて名ひらの深山に入る此
西はさるやまき比叡山のなるとももろ人は倫ほかなる人を見る皆
あげさりぬ中に大猿ひとり木上にて何事かあらむと見て待
さてもちとすてき見る唐氏卿はいる経抱の大砲をとりて
しるしのさいを見てやつしまれれ実にいそて猿人にうくとかき
れは猿人のいましめのさるすをもとめるゆへにちかくをさしてすけを
のなるしとやすはのちとんするそれをのしあるへし凡猿
は子ををもりふのみえ木の実をとそむるもほめこにあてそのちに
又食るのなりとかすりきさされは巻のそしめにあるよふこと
とらふるさ加たはもいはし
又猿のすそ見て所とりに唐詩あみをとけ東識にあるもののなり

[illegible]

一梅子曰、[illegible]

[illegible]

一[illegible]人の[illegible]

孫[illegible]日本を[illegible]人の

[illegible]嘴子鳥[illegible]

又いはく

一[illegible]

一稲負鳥

一百千鳥

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一金丹集三ヶ条大事ハ金丹の帝事をそなへたり

一をぐ玉の事　一めぐりに玉をぬきとる　一何なる

是を三つの大事とす伝ふ

一をぐ玉の事　めぐりにたつる義はかりに伝るあるべし

いまをぐ玉の事をいふ御部伝の時三笠山の松の枝を

取て長さ八寸にして今にはつりて　御部伝をとく後の名りに

御物にはなを取て御部伝をとく後の名りに

伝このべうのたれるを取て　帝の生氣の所方に

埋置給ふ　此事を玉をぬきとる事　金丹

も此義なのみにて相伝なり

又　南方の口傳をもつて此の事をとくれば事なりとされば

名はけて玉をぬきとる事とも　玉決に伝ふ

感得し侍る義なり二つの年やらん丹後の国人侍しは
有山路を言るとて云し八白菓のことゞ不色め始て侍しを
菜莉て書きりし出雲少将の故実小河の本と云れと同侍し
二ハ出雲こそいさゝかれい其言陶材みとし字りとやそてる新
あて是侍るに如来理の吉凶まそれ侍りたるむ其の日帰宇る編ハ金
古の説と伊勢詞の句乃雑談候て偏にて定め置するば
先達にあてあきらめと侍りたさ候得て世義を家の説に
定め侍る也

一　めらにけつり当花と云る事は安居の業年鉛にも有
けふつり花をしてうつる如侍の青みいふ赤の書あるにさし
てりけるよめと云書ありくなり
三　けつり花とは作り花なり御傳の義に云く着めし

是八物の名なり草にて作り左近の下る浅のひそ
の目は同をのる縁のと細りともと侍さし禍をいきなり
てきみるをいそりと云道葛弁総も同さるなれと
其弁総八只なくのやうにて其弁総八みりをひそりとも
むにまつるに其弁殿右近左近を細なまきて卿なるひある
よりかけり花への傳りも侍に花
をさしと云なり

一　川なくまの事是にはまさの義伝り或ハ萋又八河の
おとり此ほて其た是を川なくまと申人侍り或侍
不云河なりで事とも云宰を云威お畜のいつれ手る
物云つかい人の云ゝね宝宗にの所さましを秘事とそれ
大もとていうれを侍しをいて易々申しは

それ二ハいまるくひ二ハいかるまひ一ハほやんと
又うるれきあうかたしうれとはしうは氷の
ゆはれる侍りとよりされ者
一ハ侍りすくすくそ是ハ氣ハ侍りそ
秋〳〵侍りれとりの花
さ紫田舍のもてそかをもとかるもに百氷め
れとも侍〳〵考て如之きを事ハ可ちくれた

九州大學圖書印